

## 第7章. 保存活用（管理）計画作成の考え方

### 7-1. 計画を定める文化財等

保存活用（管理）計画とは、「実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要とされる詳細な計画であり、基本構想とは別に作成する（技術指針 2012）」ものである。

基本的に、全ての文化財（群）について、その周辺環境までを含めた保存活用（管理）計画を策定することが望ましい。また、既に策定されている各種保存活用（管理）計画についても、計画を更新する際には、次項を踏まえ、各委員会の指導助言のもとで計画を再考するものとする。



### 7-2. 各保存活用（管理）計画の目的と策定者

保存活用（管理）計画の名称は、その内容に応じて「●●保存管理計画」や「●●保存活用計画」、あるいは独自に定めるものであるが、いずれにせよ文化財（群）の保全と活用を図るために定める実行力のある計画のことである。

文化財（群）の保存活用の手法は、その所有者や管理者が置かれている状況や立地、活用を図ろうとする団体の有無などにより様々であるが、文化財の専門家以外からの多様な知見を得ることで、文化財行政にありがちだと言われる保存重視の計画から脱却できる可能性がある（表24）。

表24 計画の目的と策定者のイメージ

計画の対象	計画策定の目的	計画策定の体制
全ての文化財（群）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存・保全の方針を定める。</li> <li>・文化財の活用の方針を定める。</li> <li>・文化財の保存・保全と活用のロードマップ（計画論、組織論、運動論）を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の所有者（管理者）</li> <li>・有識者（大学やコンサルなど各分野の文化財専門家、ツーリズムやコミュニティビジネスなどの専門家）</li> <li>・関連民間団体（観光協会、商工会議所、旅行業者、ボランティアガイドなど）</li> <li>・地元自治会（地元まちづくり団体など）</li> <li>・行政（文化財部局、観光部局、景観行政部局など）</li> </ul>

## 7-3. 関連文化財群・歴史文化保存活用区域の計画に定める事項

保存活用（管理）計画で検討すべき内容として、下表（表25）が挙げられる。文化財の保全と活用のあり方は多様であるため、計画を策定する文化財ごとに最適化していく必要がある。

表25 計画で検討すべき内容

カテゴリ	方針	主な事業
<b>守る</b> (保存管理) 地域全体で地域資源の保全管理を行うとともに、住民の日常生活と来訪者による観光が共存できる環境を作る。	基本的な保存管理体制の確立	保存活用（管理）計画に基づく管理
		景観計画など他法令との調整
		その他、土地利用規制法に基づく調整
	マナーやルールの確立	見学マナーや公開ルールの策定と普及啓発
		維持・管理活動の拡充
	PR活動の推進	文化財の監視体制の強化
		歴史文化まちづくりの活動をつなぐ
		新しい公共事業のモデルを作る
	(情報発信・教育) 地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行う。	ブランドイメージ構築
		情報発信の推進
		PR活動の推進
<b>伝える</b> (情報発信・教育) 地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行う。	教育、普及活動の推進	生涯学習の取り組み
		児童、生徒向けの取り組み
		資源の活用促進
	受け入れ施設の充実 (ハード整備に関するもの)	地域資源の「見える化」を図る
		空き家の活用
		休耕地の活用
	来訪者の誘導 (域内の動線計画)	人材育成及び技術的支援の実施
		情報発信施設の検討
		便益施設（トイレ・休憩所等）の整備
	ガイド体制の充実	モデルコースの設定
		サイン整備、マップ作成など
	アクセスルートの整備 (域外からの動線計画)	ガイドの養成
		受付や案内体制の検討
		アクセシビリティの向上
	ホスピタリティの醸成 (満足度の向上)	誘導サインなどの整備
		ホスピタリティの醸成
		外国人観光客の受け入れ体制
	安全対策の充実	ユニバーサルデザイン情報の提供
		安全施設整備
		危機管理体制の整備
	マーケティング	勉強会の実施
		地元物産などの販売促進
	伝統文化の振興	伝統文化の保存継承に資する取り組み
		記録保存事業
	公開活用	文化的価値に配慮した公開

<b>学ぶ</b>  (調査研究) 地域資源について、学際的な調査研究を行い、分かりやすい内容で公開する。		維持保全活動の拡充 景観形成事業の推進
	基礎研究の実施	基礎的調査の継続
	テーマ別調査研究の実施	個別調査研究の実施
	調査研究にかかる総合調整機能の充実	調査研究体制の整備



写真 104 現状変更への対応

写真 105 文化財の秩序ある公開



写真 106 人材育成

写真 107 PR 活動の促進

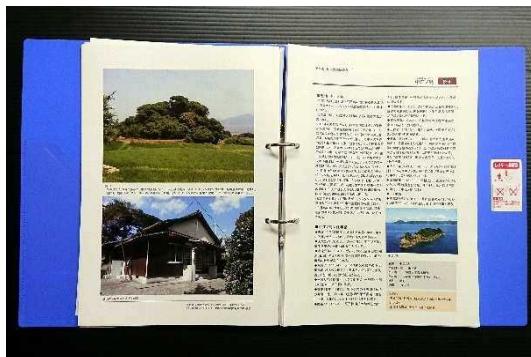


写真 108 ガイダンス機能の充実

写真 109 調査研究と公開



春日の棚田

## 第8章. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

### 8 – 1. 基本構想を運営していく組織体制について

人口減少時代に突入した今日、地域コミュニティ意識の希薄化に伴う社会的な価値観の変化などもあり、地域資源だけでなく文化財の保存や継承も難しくなりつつあると感じることも多い。また、管理ができなくなった文化財の維持管理費の全てを行政が負担していくことも、長期的にみると持続できないことは明らかである。

住民が主体となり、行政と協働しながら地域資源を守り育てるための仕組みを作ることが重要であり、そのひとつの仕組みが文化観光の推進である。我が町の将来像をしっかりと見定め、集落の弱みの一部を改善すべく、地域資源を活用した6次産業化や農家民宿などの取り組みも検討し、地域資源から持続的な益を得る仕組みをつくる必要がある。それらの実現には、生産者間の連携や人と人、地域と地域のネットワーク作りが重要になってくることから、文化財担当などの単一部局ではその目的が達成できることは容易に想像でき、より横断的な組織体制作り（図75）が重要になってくる。

基本構想は、戦略を持った地域運営の指針となり、運営組織が調整機能を発揮しながら運用されるものであるが、いすれば住民や関連民間団体から構成される中間支援組織などにその機能の一部を移管していくことも考えられる。

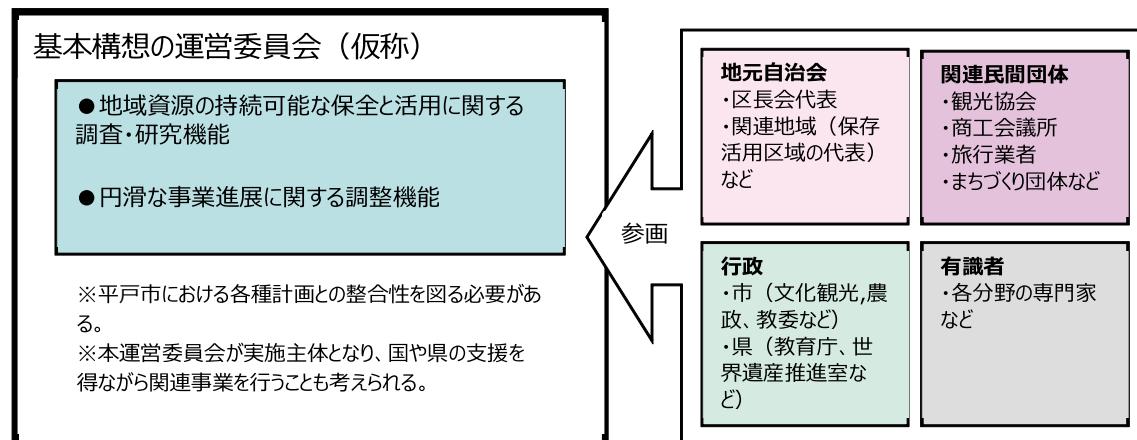
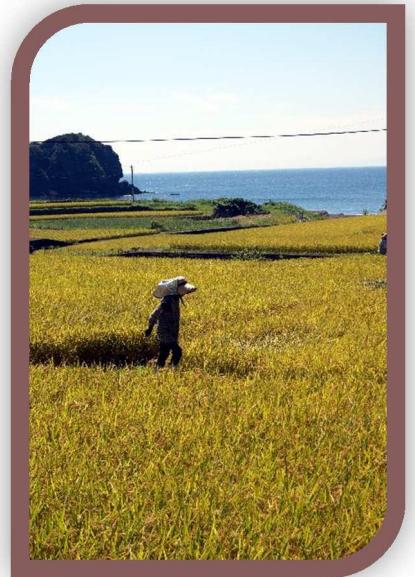
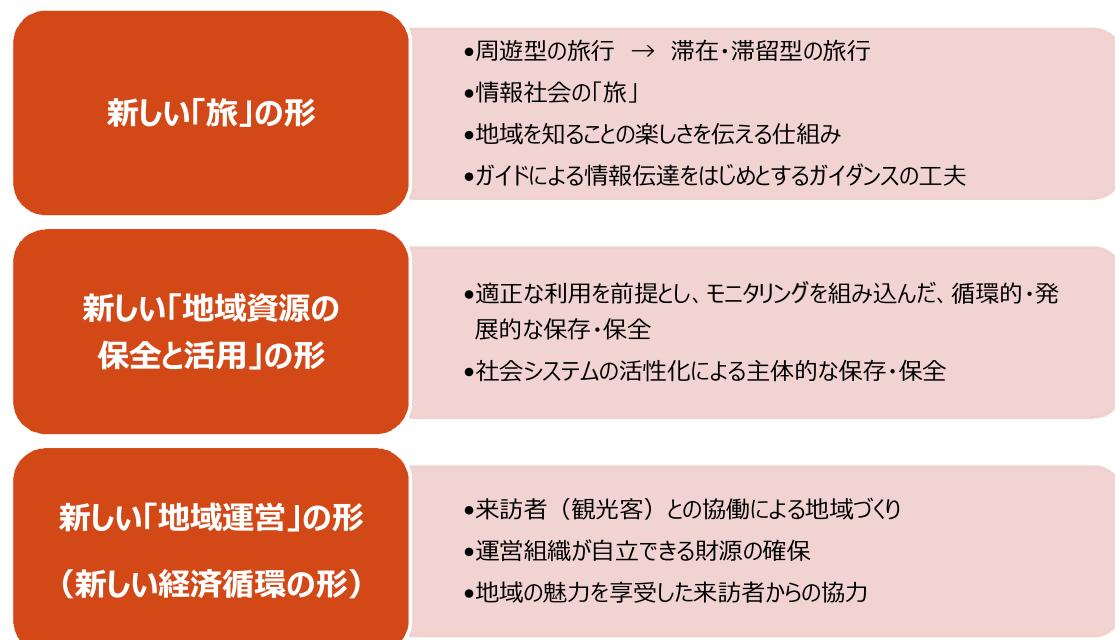


図75 基本構想を運営する組織図

## 8 – 2. 来訪者との協働による「地域運営」の形

基本構想では、「交流」を軸に文化観光を推進し、地域資源の保存・保全と活用を図ることとしている。文化観光とは、地域の自然環境と人との関係が創出する生活様式や生活環境、そしてその歴史的集積など、地域の文化的側面を資源とする観光のことを指し、地域資源の保存・保全による持続的な活用を通じて文化観光を継続的に展開し、来訪者との交流を促すことによって従来の周遊型観光との差別化を図り、地域の活性化に役立てる仕組みのことである。文化観光とは複合的な概念であり、特に過疎地域では来訪者の位置づけが重要になる。



文化観光は、他地域の人々との交流がその根底にあることから、その交流性を高めるために、地域の資源性を磨くこと、来訪者に伝える術を磨くこと、そしてこれらを組み込んだ歴史文化まちづくりを来訪者と協働して進める仕組み（図 76）を構築することが必要である。

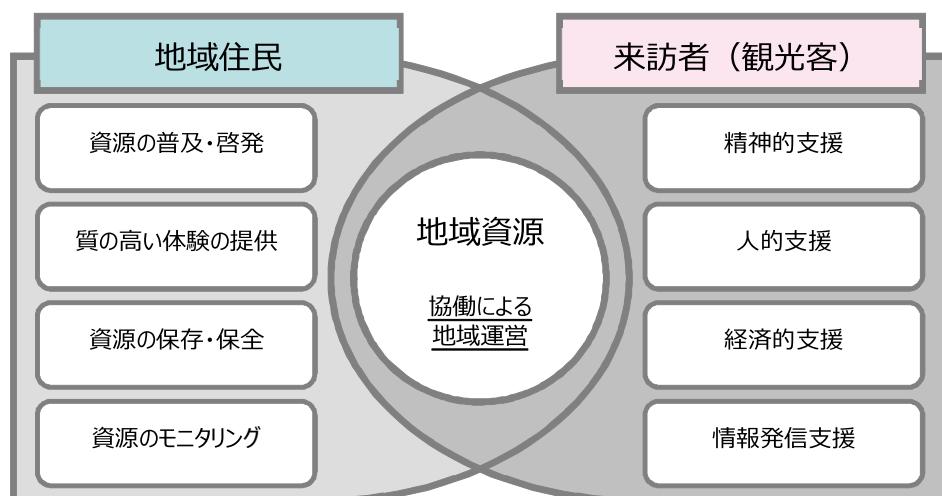


図 76 地域住民と来訪者の関連図（平戸市 2013）

### 8-3. 地域住民や行政、民間団体などとの連携

地域の宝である地域資源を探し、磨き、産業として興していく主体は、その地域資源を直接管理（所有）しており、また、その価値を最も良く知る地域住民や地域団体であることが望ましい。しかし、これを経済的な部分も含め持続可能な仕組みにするためには、地域資源に関与する関係5者が相互に利益を享受できるものでなければならない（図77）。

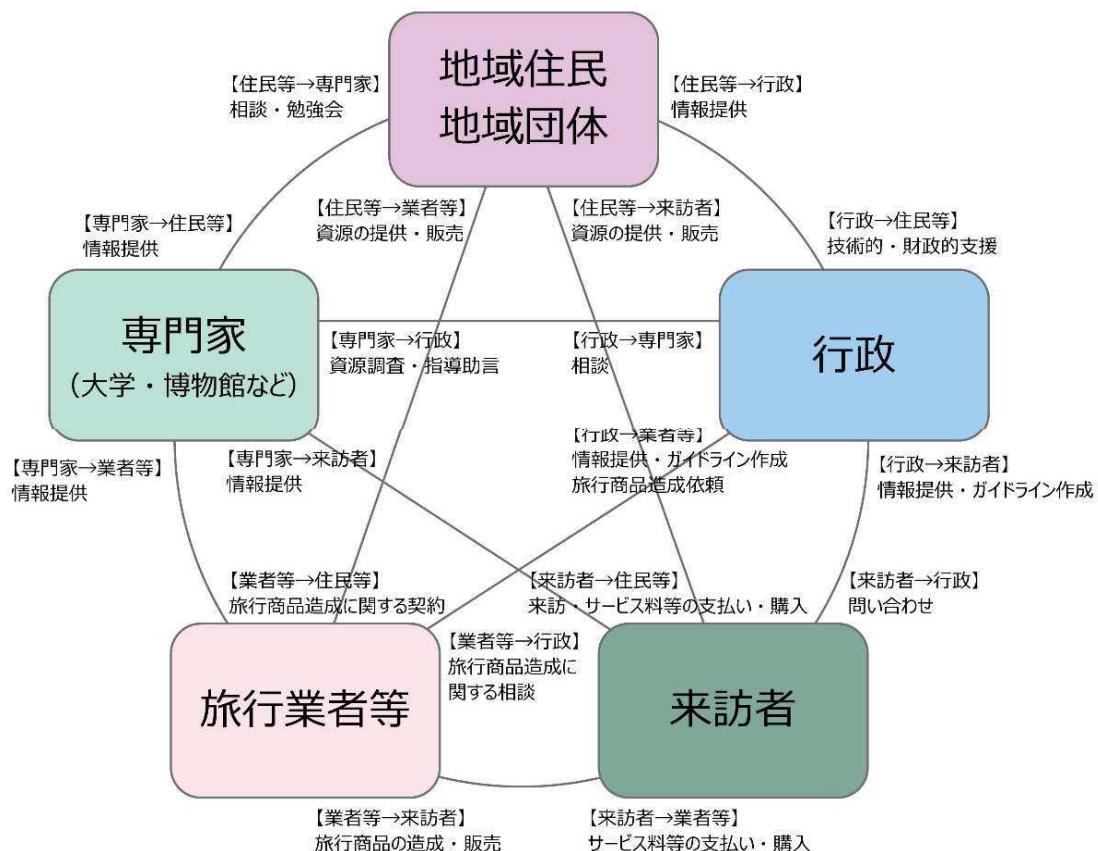


図77 関係5主体の関連図（真板昭夫ほか2010に加筆）

#### （1）地域住民、地域団体（まちづくり団体、ガイド協会など）

地域資源に来訪者が持続的に触れる仕組みが文化観光であり、地域資源から永続的に益を受けるためには地域資源のマネジメントが必要になる。地域資源の普及啓発を図り、質の高い体験を提供するだけでなく、地域資源が消費（地域資源を消費し、価値を減じるような見せ方をしない。）しないようにモニタリングを通して、資源を管理していく必要がある。

#### （2）行政

来訪者の過度な利用による地域資源への影響を抑制するため、旅行会社や来訪者に対するガイドラインなどを策定し、情報発信を行う必要がある。また、専門家による知見を得ながら、地域住民に対し、技術的・財政的支援を行う。

### (3) 来訪者

来訪者は、地域資源に直接接し、様々なサービスや商品の購入などを通じて地域に経済的利益をもたらす存在である。地域資源への接し方を知らないために起こる地域住民との軋轢を避けるため、受け入れ側はあらかじめガイドラインなどを作成し、来訪者へ情報提供する必要がある。

### (4) 旅行業者等

地域住民が磨き上げた地域資源の中から、旅行商品などを造成していく役割を担う。旅行業者と地域住民は、地域資源の捉え方（接し方）の違いから、しばし対立することもあるため、旅行商品の造成にあたっては、十分な協議による合意形成を図る必要がある。

### (5) 専門家（大学、博物館、コンサルなど）

様々な地域資源を発掘するだけでなく、その保全管理や活用方法などについて適切なアドバイスを行う存在である。

## 8－4. 持続可能な地域への仕組みづくり（保存・保全と活用のロードマップ）

文化財の保全・活用の総括的方針（4－1）で示したとおり、平戸市においては、過疎化が進む集落の地域資源は、「活用することで、より確実に守ることができる」との観点から、地域資源を生かした歴史文化まちづくりと地域資源の保存・保全の取り組みをリンクさせ、循環的な仕組みとして運用していくことを基本構想の目標として掲げている。より具体的には、住民が地域資源の価値を再認識・共有することから始め、次にそれを活用して他地域からの来訪者との「交流」を促し、経済面をも含んだ活性化につなげる。そして、常時、地域資源に関するモニタリングを行い、価値（資源性）の低下を引き起こさないように留意することを通じて、保存・保全に結びつけ、持続的な活用を実現するという仕組みの構築を行うことが基本構想を策定する目的である。

これらの目標を達成するためのロードマップを次に示す（図78）が、地域において活用される（活用の度合いが増していく）地域資源は、住民自らの手により保存・保全されると考えられる。基本構想パンフレット（文化庁 2013）に記されるとおり、地域資源を生かしたまちづくりの推進は、地域のアイデンティティの確保や地域コミュニティの維持、人びとによって受け継がれてきた知と技の継承などに大きく寄与するものである。

### 【参考文献】

- 1) 平戸市教育委員会（2013）『重要文化的景観 平戸島の文化的景観整備活用計画』
- 2) 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室（2013）『文化財の保護とまちづくり「歴史文化基本構想」の実現～歴史まちづくり法との連携～』
- 3) 真板昭夫、比田井和子、高梨洋一郎（2010）『宝探しから持続可能な地域づくりへ』

		ステップ1（宝を探す・始く）	ステップ2（宝を誇る・伝える）	ステップ3（宝を與す）
区分	・地域住民 ・地域資源の普及啓発 ・人材育成 ・地域資源に対するモニタリング手法の検討 ・教育、生涯学習の推進 ・組織の設立	・受入れ体制の確立 ・情報発信の強化 ・地域資源に対するモニタリングの実施 ・文化財への指針推進 ・災害時文化財保護の仕組みづくりの確立	・地域資源の有効活用（文化観光の推進） ・受け入れ体制の確立 ・情報発信の強化、マーケティングの実施 ・地域資源に対するモニタリングの実施 ・文化財への指針推進 ・災害時文化財保護の仕組みづくりの確立	・高付加価値化の推進 ・地域的な仕組みづくりの確立 ・地域資源の保存・保全
目標	・地域のまちづくり団体など ・地域資源の普及啓発 ・人材育成 ・地域資源に対するモニタリング手法の検討 ・教育、生涯学習の推進 ・組織の設立	【地域資源の普及・啓発】 ①実探しの実施（宝マップ、宝リスト、季節図の作成など） ②宝を伝える活動を提携（地域住民が宝を目指す） ③主を伝える活動の実施（主を他の人に伝え） ④情報発信の強化 【質の高い体験の提供】 ⑤定期的に開催できる文化観光プログラムの開発と実施 ⑥既存プログラムの改良や他のプログラムとの連携 ⑦文化観光ガイド技術の向上（ツーリズムプロデューサーなどの有成） ⑧農家民泊やアート、着地型体験メニューの造成などの受け入れ体制づくり や施設整備の実施 ⑨先地地盤の実施 【地域資源の保存・保全】 ⑩地域リーダー及び産業などの扱い手育成 ⑪地域資源のモニタリング ⑫地域資源に対するモニタリングの実施 ⑬まちづくりグループの設立 【地域資源のモニタリング】 ⑭地域資源のモニタリングを行なう体制づくり ⑮地域資源のモニタリング	【地域資源の普及・啓発】 ①宝探し、宝伝き、宝物の活動を継続（地域の宝）でお金を落す仕組みづくり ②宝を誇す活動の実施（地域の宝）でお金を落す仕組みづくり 【質の高い体験の提供】 ③主を伝える活動の実施（主を他の人に伝え） ④情報発信の強化 【質の高い体験の提供】 ⑤定期的に開催できる文化観光プログラムの開発と実施 ⑥既存プログラムの改良や他のプログラムとの連携 ⑦文化観光ガイド技術の向上（ツーリズムプロデューサーなどの有成） ⑧農家民泊やアート、着地型体験メニューの造成などの受け入れ体制づくり や施設整備の実施 ⑨先地地盤の実施 【地域資源の保存・保全】 ⑩地域リーダー及び産業などの扱い手育成 ⑪地域資源のモニタリング ⑫地域資源のモニタリングの実施 ⑬まちづくりグループの自立促進 【地域資源のモニタリング】 ⑭地域資源のモニタリングと検証 ⑮地域資源のモニタリングと検証	【地域資源の普及・啓発】 ①地域資源会の組織 ②開拓組織に対するサポートの継続 ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など）と活用 【伝達機関の構築】 ④地域資源の情報発信、年客の検討など（VRなどを活用した取組み） ⑤文化観光プログラム強化（日帰りから長時間滞在型プログラムへの移行へ） ⑥通年文化観光の仕掛けづくり ⑦文化観光プログラム販売チャネルの開拓 ⑧平戸学の推進 ⑨文化観光プログラムの開拓 ⑩平戸学の推進 ⑪文化観光プログラムの仕掛けづくり ⑫文化観光プログラム販売チャネルの開拓 ⑬地域資源の保存 ⑭地域資源のモニタリングの実施及び検証 ⑮地域資源のモニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ⑯既存制度（原産地呼称制度など） ⑰ツーリズムプロデューサーへの認定制度の創設 【ガイドラインの策定】 ⑱ガイドラインの実施及び検証 ⑲地域資源の見守り制度の創設 ⑳既存制度（名勝、天然記念物などの指定制度） ㉑モニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ㉒地域資源の見守り制度の創設 ㉓モニタリングチェック、目標に対する取り組みの数値化の検討 ㉔地域資源災害計画の検討 ㉕既存補助制度などの周知 ㉖国や県補助の活用 ㉗新たな補助制度の創設
行政	・行政 ・地域資源の普及啓発 ・人材育成 ・地域資源に対するモニタリング手法の検討 ・教育、生涯学習の推進 ・組織の設立	【学術的・技術的支援】 ①地域資源の普及・啓発や扱い手育成などにかかる地域物産会の実施（専門家の派遣や販促情報の提供など） ②まちづくりグループなど開拓組織の立ち上げに関するサポート ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など） 【伝達機関の構築】 ④地域資源の情報発信、年客の検討など（VRなどを活用した取組み） ⑤民間団体などへ旅行商品販売委託 ⑥民間団体と地元民の連携促進による加工品創出に向けた取組み ⑦生涯学習や学校教育などの連携 ⑧地域ブランドの育成 【ガイドラインの策定】 ⑨文化観光まちづくりのガイドライン（平戸市歴史文化基本構想） ⑩是史文化保存活用区域や歴史文化財を中心とした文化観光まちづくりのアクションプランの策定（「クラシック」の策定） ⑪地元住民に対する地域資源の認知度調査と、不足しているカタゴリに対する普及啓発の実施 ⑫モニターアー参加者へのアンケート調査を基にした移転ある公開に向けたホールづくり ⑬モニタリングチェック、目標に対する取り組みの数値化の検討 【財政的支援】 ⑭既存補助制度などの周知 ㉕国や県補助の活用 ㉖新たな補助制度の創設	【学術的・技術的支援】 ①地域資源会の組織 ②開拓組織に対するサポートの継続 ③地域資源のデータベース化（地域資源解説カードの作成など）と活用 【伝達機関の構築】 ④地域資源の情報発信、年客の検討など（VRなどを活用した取組み） ⑤文化観光プログラム強化（日帰りから長時間滞在型プログラムへの移行へ） ⑥通年文化観光の仕掛けづくり ⑦文化観光プログラム販売チャネルの開拓 ⑧平戸学の推進 ⑨文化観光プログラムの開拓 ⑩平戸学の推進 ⑪文化観光プログラムの仕掛けづくり ⑫文化観光プログラム販売チャネルの開拓 ⑬地域資源の保存 ⑭地域資源のモニタリングの実施及び検証 ⑮地域資源のモニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ⑯既存制度（原産地呼称制度など） ⑰ツーリズムプロデューサーへの認定制度の創設 【ガイドラインの策定】 ⑱ガイドラインの実施及び検証 ⑲地域資源の見守り制度の創設 ⑳既存制度（名勝、天然記念物などの指定制度） ㉑モニタリングの結果を踏まえた課題改善策の実施 ㉒地域資源の見守り制度の創設 ㉓モニタリングチェック、目標に対する取り組みの数値化の検討 ㉔地域資源災害計画の検討 ㉕既存制度（名勝、天然記念物などの指定制度） ㉖国や県補助の活用 ㉗新たな補助制度の創設	

※製本時は、A3 折りになります。

## 平戸市歴史文化基本構想

「港市平戸」の歴史文化まちづくり

図 78 地域資源の保存・保全と活用のロードマップ





---

平成30年（2018）3月  
「港市平戸」の歴史文化まちづくり  
平戸市歴史文化基本構想

発行 平戸市

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3  
事務局 平戸市文化観光商工部文化交流課

